



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

*10 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 1

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第10号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和46年和歌山県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第7までを次のように改める。

別表第1 (第31条関係)

1 幼稚園教諭の普通免許状の場合

受けようとする免許状の種類	最低修得単位数													
	教科及び教職に関する科目													
	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等										大学が	必要総単位数	
	領域及び保育内容の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			領域及び保育内容の指導法に関する科目	選択	独自に		
領域に関する専門的事項	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	幼児理解の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	理論及び方法	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	設定する科目		
幼稚園教諭1種免許状	5	4	6				14			6			45	
	6	4	5				11			2			40	
	7	3	4				10			2			35	
	8	3	4				9			1			30	
	9	2	4				8			4			25	
	10	2	3				7			3			20	
	11	1	2				6			3			15	
幼稚園教諭2種免許状	12	1								7			2	10
	6	5	9				21			1			45	
	7	5	8				19						40	
	8	4	7				17						35	
	9	4	6				14			1			30	
	10	3	5				13						25	
	11	3	4				11						20	
	12	2	3				8			1			15	
	13	1								9			10	

2 小学校教諭の普通免許状の場合

受 必 要 よ う と す る 免 許 状 の 種 類	最低修得単位数																大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	必 要 総 単 位 数					
	教科及び教職に関する科目																						
	教科に関する専門的事項	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		教科及び教科の指導法に関する科目						教育の基礎的理解に関する科目				道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					選 択				
修得方法	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	道徳的学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活用の指導法	教育の方法及び技術	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法								
小 学 校 教 諭 1 種 免 許 状	5	国語(書写を含む。)	4	国語等のうち5以上の教科の指導法について修得	9	4										4	5	45					
	6	社会、算数、	4		9	4											2	5	40				
	7	理科、生活、音楽、	3		9	3												5	4	35			
	8	図画工作、家庭、	3	国語等のうち4以上の教科の指導法について修得	7	3												3	4	30			
	9	体育及び外国語	2		7	2												2	3	25			
	10	(英語、ドイツ	2	国語等のうち3以上の教科の指導法について修得	5	2													3	3	20		
	11	語、フランス語その他の各外国語に分ける。)	1		5	1													2	2	15		
小 学 校 教 諭 2 種 免 許 状	6	(以下「国語等」という。)	4	国語等のうち5以上(音楽、図画工作、体育のうち2以上含む。)の教科の指導法について修得	10	6													5	2	45		
	7	の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得	4		10	6														3	2	40	
	8		3		10	4														1	2	35	
	9		3		8	4														4	2	30	
	10		2	国語等のうち3以上(音楽、図画工作、体育のうち2以上含む。)の教科の指導法について修得	8	3															2	1	25
	11		2		6	3															3	1	20
	12		1		6	2															1	1	15
13		1		4	2																1	10	

3 中学校教諭の普通免許状の場合

受けようとする免許状の種類	最低修得単位数															大学が独自に設定する科目	必要総単位数	
	教科及び教職に関する科目																	
	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等										教科及び教科の指導法に関する科目	選択					
	教科に関する専門的事項	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					教科及び教科の指導法に関する科目	選択									
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)				
中学校教諭1種免許状	5	10	6				10									4	45	
	6	10	6				10									4	40	
	7	8	5				8									3	35	
	8	8	5				8									3	30	
	9	6	3				5									2	25	
	10	6	3				5									2	20	
	11	4	2				4									1	15	
	12	3														5	2	10
中学校教諭2種免許状	6	10	6				8									7	4	45
	7	10	6				8									5	4	40
	8	8	6				8									2	3	35
	9	8	6				8									3	30	
	10	6	3				4									5	2	25
	11	6	3				4									3	2	20
	12	4	3				4									1	1	15
13	3	2				4									1	10		

4 高等学校教諭の普通免許状の場合

受けようとする免許状の種類	最低修得単位数															大学が独自に設定する科目	必要総単位数
	教科及び教職に関する科目																
	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等															
	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目				道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					教科及び教科の指導法に関する科目						
教科に関する専門的事項	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)			
高等学校教諭1種免許状	5	10	5				7									8	45
	6	10	5				7									7	40
	7	8	3				5									6	35
	8	8	3				5									5	30
	9	6	2				3								1	4	25
	10	6	2				3								1	4	20
	11	4	2				3								1	3	15
	12	3	2				2								3	10	

別表第2 (第32条関係)

1 幼稚園教諭の1種免許状の場合

受 必 け 要 よ 在 職 と 年 す 数 免 許 状 の 種 類	最低修得単位数											大 学 が 総 単 位 数 に 設 定 す る 科 目	
	教科及び教職に関する科目												
	領域に関する 専門的事項に 関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等						道徳、総合的な学習の時間 等の指導法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目	領域及び保育 内容の指導法 に関する科目	選 択			
	領域に関する 専門的事項	教育の 理念並 びに教 育に関 する歴 史及び 思想	教職の意 義及び教 員の役割 ・職務内 容(チー ム学校運 営への対 応を 含む。)	教育に関 する社会 的、制度 的又は経 営的事項 (学校と 地域との 連携及び 学校安全 への対応 を含む。)	幼児、児 童及び生 徒の心身 の発達及 び学習の 過程	特別の支 援を必要 とする幼 児、児童 及び生徒 に対する 理解	教育課程 の意義及 び編成の 方法(カ リキュラ ム・マネ ジメント を含む。)	教育の方 法及び技 術(情報 機器及び 教材の活 用を 含む。)	幼児理 解の理 論及び 方法	教育相談 (カウン セリング に関する 基礎的な 知識を含 む。)の 理論及び 方法	保育内容の指 導法(情報機 器及び教材の 活用を含む。)		
幼 稚 園 教 諭 1 種 免 許 状	3	2	4				8				4	25	
	4	2	3				7				3	20	
	5	1	2				6				3	15	
	6	1									7	2	10

2 小学校教諭の1種免許状の場合

受 必 要 な 職 業 と 年 齢 に 関 する 数 値	最低修得単位数															大 学 が 総 単 位 に 設 定 す る 科 目		
	教科及び教職に関する科目																	
	教科に関する専門的事項	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等																
	項目に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目					教育の基礎的理解に関する科目					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目						
修得方法	修得方法	教育の理 念並びに 教育に関 する事項 （歴史及 び思想を 含む。）	教職の 意義及び 役割（チ ーム学校 運営への 対応を 含む。）	教育に 関する 社会的 又は経 営的事 項（学校 と地域 との連 携及び 学校安 全への 対応を 含む。）	幼児、 児童及 び生徒 の心身 の発達 及び学 習の過 程	特別の 支援を 必要と する幼 児、児 童及び 生徒に 対する 理解	教育課 程の意 義及び 編成の 方法 （カリ キュラ ム・マ ネジメ ントを 含む。）	道徳的 な学習 の時間 の指導 及び法 則	総合的 な学習 の時間 の指導 及び法 則	特別 教育の 方法 及び技 術	情報 通信技 術を活 かした 教育の 方法及 び方法	生徒 指導の 理論及 び方法	教育相 談（カ ウンセ リング に関す る基礎 的な知 識を含 む。） 及び方 法の理 論及び 方法	進路 及び キャリア 教育の 理論 及び方 法				
小 学 校 教 諭 1 種 免 許 状	3	国語等の 教科に関 する専門 的事項を 含む科目 のうち1	2	国語等の うち3以 上の教科 の指導法 について 修得	5	2			2							4	5	25
	4	的事項を 含む科目 のうち1	2	の指導法 について 修得	5	2			1							3	4	20
	5	以上の科 目につい て修得	1		5	1			1							2	3	15
	6		1													7	2	10

3 中学校教諭の1種免許状の場合

受 必 け 要 よ 在 職 と 年 数 す る 免 許 状 の 種 類	最低修得単位数													大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	必 要 総 単 位 数	
	教科及び教職に関する科目															
	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等										教科及び教職の指導法に関する科目	選択			
	教科及び教職の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					教科及び教職の指導法に関する科目	選択			
教科に関する専門的事項	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	道徳的学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別教育活動の方法	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	選択	単位数
中 学 校	3	6	4				6						2	25		
教 諭	4	6	3				5						2	20		
1 種 免 許 状	5	4	2				4						1	15		
	6	3											6	1	10	

4 高等学校教諭の1種免許状の場合

受 必 け 要 よ 在 職 と 年 項 に 関 す る 免 許 状 の 種 類	最低修得単位数															大 学 が 総 単 独 単 位 数 に 設 定 す る 科 目	必 要 が 総 単 位 数 に 設 定 す る 科 目	
	教科及び教職に関する科目																	
	教科に関する専門的事項	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等																
免許状の種類	教科に関する専門的事項	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目							道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				教科及び教科の指導法に関する科目	選択	単位数		
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員としての役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方及び技術	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的な知識を含む。)	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)				
高等学校	3	7	4								3					4	25	
校教諭	4	6	3								3					4	20	
1種免許状	5	5	2								3					3	15	
	6	3														4	3	10

別表第3 (第33条関係)

(免許法附則第5項の場合)

受 け よ う と す る 免 許 状 の 種 類	免 許 要 求 の 年 数	最低修得単位数														大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	必 要 単 位 数	
		教科及び教職に関する科目																
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等										教科及び教職の指導法に関する科目					
		教科に関する専門的事項	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目							教科及び教職の指導法に関する科目							
番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
中学校教諭1種免許状	10	4	2								4				10			
中学校教諭1種免許状	3	4	2								4				10			
高等学校教諭専修免許状	5	1													10	10		

別表第4 (第34条関係)

1 昭和29年改正法附則第11項の場合

(1) 幼稚園教諭の2種免許状の場合

受 必 け 要	最低修得単位数											必 要 総 位 数
	教科及び教職に関する科目											
よ 在 う 職 と 年	領域に関する 保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等											選 択 数
	専門的事項に関する科目											
す 数 る 免 許 状 の 種 類	領域及び保育内容の指導法に関する科目		教育の基礎的理解に関する科目				道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			領域及び保育内容の指導法に関する科目		
	領域に関する専門的事項	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	幼児理論及び方法	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	理論及び方法	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)
幼稚園教諭	3	2	3				8					15
2種免許状	4	1	2				6					10

(2) 小学校教諭の2種免許状の場合

受 必 要 の 種 類	免 許 状 の 種 類	最低修得単位数															選 択	大 学 が 総 単 位 数 に 設 定 す る 科 目
		教科及び教職に関する科目																
		教科に 関する 専門 的事項 に関する 科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等										道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					
教科に 関する 専門 的事項	各教科の 指導法 (情報通 信技術の 活用を含 む。)	教育の 理念並 びに教 育に関 する歴 史及び 思想	教職の 意義及 び教員 の役割 ・職務 内容 (チー ム学校 運営へ の対応 を含む 。)	教育に 関する 社会的、 制的又 は経営 的事項 (学校 と地域 との連 携及び 学校安 全への 対応を 含む。)	幼児、 児童及 び生徒 の心身 の発達 及び学 習の過 程	特別の 支援を 必要と する幼 児、児 童及び 生徒に 対する 理解	教育課 程の意 義及び 編成の 方法 (カリ キュラ ム・マ ネジメ ントを 含む。)	道徳 的学習 の時間 の指導 及び法 則	総合 的な学 習の活 動の指 導及び 指導法	特別 教育の 方法 及び技 術	情報 通信 技術の 活用 及び方 法	生徒 指導の 理論 及び方 法	教育相 談(カ ウンセ リング に関す る基礎 的な知 識を含 む。)	進路 及び キャリア 教育の 理論 及び方 法				
小 学 校 教 諭	3	1	6	2				2				1	1	15				
2 種 免 許 状	4	1	4	2				2				1	10					

(3) 中学校教諭の2種免許状の場合

受 必 け 要 よ 在 職 と 年 項 に 関 す る 免 許 状 の 種 類	最低修得単位数															大 学 が 総 単 位 に 設 定 す る 科 目	必 要 が 独 単 位 教 育
	教科及び教職に関する科目																
	教科に関する専門的事項	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等															
免 許 状 の 種 類	教科に関する専門的事項	教科及び教職の指導法に関する科目										道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			教科及び教職の指導法に関する科目	選 択	自 位
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員としての役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	道徳的学習の時間の論及指導法	総合的な学習の時間の論及指導法	特別教育活動の方法	情報通信技術を活用した教育の論及方法	生徒指導の理論及び方法	教育相談 (カウンセリング) に関する基礎的な知識を含む。)	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)			
中 学 校 教 諭	3	4	3										3			1	15
2 種 免 許 状	4	3	2										4			1	10

2 昭和29年改正法附則第12項の場合

(1) 幼稚園教諭の2種免許状の場合

受 必 け 要 よ 在 職 と 年 数 る 免 許 状 の 種 類	最低修得単位数										大 学 が 総 単 位 に 設 定 す る 科 目	
	教科及び教職に関する科目											
	領域に関する	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等										
	専門的事項に関する科目											
領域及び保育内容の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目				道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			領域及び保育内容の指導法に関する科目				
領域に関する専門的事項	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	幼児理解の理論及び方法	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		
幼稚園教諭2種免許状	1	1	2				6				1	10

(2) 小学校教諭の2種免許状の場合

受 必 け 要 よ 在 職 と 年 項 に 関 す 数 る 免 許 状 の 種 類	最低修得単位数														大 学 が 総 単 独 単 位 数 に 設 定 す る 科 目	必 要 が 独 単 位 数 に 設 定 す る 科 目
	教科及び教職に関する科目															
	教科に関する専門的事項	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等														
	教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び役割・職務内容（チーム学校（学校運営への対応を含む。）	教育に関する社会的、制度的又及び学的事項（学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	道徳的な学習の時間の活用	総合的な学習の時間の指導	特別教育の活用	情報通信技術を活用した教育の方法及び技術	生徒指導及びカウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）	教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）		
小 学 校 教 諭 2 種 免 許 状	1	1	4	2				2							1	10

3 昭和29年改正法附則第13項の場合

受 け よ う と 年 数 免 許 状 の 種 類	最低修得単位数														大 学 が 独 単 位 数 に 設 定 す る 科 目	必 要 総 単 位 数
	教科及び教職に関する科目															
	教科に関する専門的事項	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等														
	教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	道徳的な学習の時間の活用	総合的な学習の時間の指導	特別教育の指導	情報通信技術を活用した教育及び方法	生徒指導及びカウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）		
小 学 校 教 諭 2 種 免 許 状	5	1	4	2				2						1	10	

別表第5 (第35条関係)

(改正法附則第8項の場合)

受 け 要 求 の 種 類	最低修得単位数														大 学 が 必 要 な 単 位 数 を 設 定 す る 科 目				
	教科及び教職に関する科目																		
	教科に関する 専門的事項に 関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等						道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目						教科及び 指導法に 関する科目					
数 免 許 状 の 種 類	教科に関する 専門的事項	教育の 理念並 びに教 育に関 する歴 史及び 思想	教職の 意義及 び教員 の役割 ・職務 内 容 (チー ム学校 運営へ の対応 を 含 む。)	教育に 関する 社会的、 制的又 は経営 的事項 (学校 と地域 との連 携及び 学校安 全への 対応を 含む。)	幼児、 児童及 び生徒 の心身 の発達 及び学 習の過 程	特別の 支援を 必要と する幼 児、児 童及び 生徒に 対する 理解	教育課 程の意 義及び 編成の 方 法 (カリ キュラ ム・マ ネジメ ントを 含む。)	総合 的な 学習 の時 間の 指導 法	特別 活動 の指 導法	教育 の方 法及 び技 術	情報 通信 技術 を活 用し た教 育の 理論 及び 方法	生徒指 導の理 論及び 方法	教育相 談(カ ウンセ リング に関す る基礎 的な知 識を 含む。) の理論 及び方 法	進路指 導及び キャリア 教育の 理論 及び方 法	各教科の 指 導 法 (情報通 信技術の 活用を 含む。)	選 択 単 位 数			
高 等 学 校 教 諭	10	20	8					10									6	16	90
	11	18	8					10									4	16	85
	12	18	8					10									2	16	80
	13	16	8					10										13	75
	14	16	8					10										13	70
	15	14	7					9										13	65
1	16	14	7					8										10	60
	17	12	6					8										10	55
免 許 状	18	12	5					7									2	10	50
	19	10	5					7										8	45
	20	10	5					7										7	40
	21	8	3					5										6	35
	22	8	3					5										5	30
	23	6	2					3									1	4	25
	24	6	2					3									1	4	20
	25	4	2					3									1	3	15
	26	3															4	3	10

別表第6 (第35条関係)

(免許法施行規則附則第38項の場合)

受 け よ う と 学 校 数 又 は 免 許 状 の 種 類 成 所 の 修 業 年 数	卒 業 要 求 の 職 年 数	最低修得単位数														大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	必 要 単 位 数					
		教科及び教職に関する科目																				
		教科に関する 専門的事項に 関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等											教科及び 選 択 に 関 する 科 目								
		教科及び教科 の指導法に 関する科目	教育の基礎的理解に関する科目					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及 び生徒指導、教育相談等に関する科目					教科の指 導法に 関する 科目									
教科に関する 専門的事項	教育の 理念並 びに教 育に関 する歴 史及び 思想	教職の 意義及 び教員 の役割 ・職務 内 容 (チー ム学校 運営へ の対応 を 含 む。)	教育に関 する社会 的、制度 的又は経 営的事項 (学校と 地域との 連携及び 学校安全 への対応 を含む。)	幼児、 児童及 び生徒 の心身 の発達 及び学 習の過 程	特別の 支援と 必要と する幼 児、児 童及び 生徒に 対する 理解	教育課 程の意 義及び 編成の 方 法 (カリ キュラ ム・マ ネジメ ントを 含む。)	総合 的な 活動 の指 導法 間の 指導 法	特別 教育 の方 法及 び技 術	情報 通信 技術 を活 用し た教 育の 理論 及び 方法	生徒 指導 の理 論及 び方 法	教育相 談(カ ウンセ リング に関す る基礎 的な知 識を含 む。) の理論 及び方 法	進路 指導 及び キャリア 教育 の理 論及 び方 法	各教科の 指 導 法 (情報通 信技術の 活用を含 む。)									
高 等 学 校 教 諭 1 種 免 許 状 (保 健)	3	4	施行規則	10	5												7			8	45	
	5	5	第5条の	9	5												7			7	40	
	6	6	表備考第	8	5												7			6	35	
	7	7	1項ル中	7	3												5			6	30	
	8	8	「学校保	6	3												5			6	25	
	9	9	健(小兒	5	3												3			5	20	
	10	10	保健、精	4	3												3			4	15	
	11	11	神保健、	3																4	3	10
	2	6	学校安全	13	7												8			1	11	60
	7	7	及び救急	11	6												7			1	10	55
	8	8	処置を含	11	6												7			1	10	50
	9	9	む。)」の	9	5												7				8	45
	10	10	科目を必	9	5												7				8	40
	11	11	ず含むこ	7	4												5			1	6	35
	12	12	と。	7	3												5				6	30
	13	13		5	3												5				4	25
14	14		5	3												3				4	20	
15	15		3	3												3				3	15	
16	16		3																4	3	10	

別表第7 (第36条関係)

1 免許法別表第5の場合

受けようとする免許の種類	必要とする免許の種類	最低修得単位数														必要総単位数
		教科及び教職に関する科目														
		教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等										教科及び教職の指導法に関する科目	選択科目		
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目					道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					教科及び教職の指導法に関する科目			
教科に関する専門的事項	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教職の意義及び役割・職務内容の対応を含む。	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校運営への対応を含む。)	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	道徳的学習の時間の論	総合的な学習の時間の指導法	特別教育の活動の方法	教育の情報技術を活用した教育及び方法	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリング)に関する基礎的知識を含む。理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)		
中学校教諭1種免許状	3	10	2					3							15	
	4	5	2					3							10	
中学校教諭2種免許状	6	10	4					5					1		20	
	7	8	3					4							15	
	8	5	2					3							10	
免許法別表第5備考第4号	6	5	2					3							10	
高等学校教諭1種免許状	3	5	2					3							10	
昭和29年改正法附則第8項	6	5	2					3							10	

2 免許法附則第9項の場合

受 免 許 要	最低修得単位数													必 要 総 単 位 数		
	教科及び教職に関する科目															
	よ 法 在 職 年 関 する 科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等														
		専 門 的 事 項 に 関 する 科目	教育の基礎的理解に関する科目						道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 する 科目			
第 9 項 の 免 許 状 表 の 第 2 種 類 の 記 号	教 科 に 関 する 専 門 的 事 項	教 育 の 理 念 並 び に 教 育 に 関 する 歴 史 及 び 思 想	教 職 の 意 義 及 び 教 員 の 役 割 に 関 する 歴 史 及 び 内 容 及 び 運 営 へ の 対 応 を 含 む。	教 育 に 関 する 社 会 的 、 制 度的 又 は 経 営 的 事 項 （ チ ーム 学 校 （ 学 校 と 地 域 の 連 携 及 び 学 校 安 全 へ の 対 応 を 含 む。 ）	幼 児 、 特 別 の 支 援 を 必 要 と す る 幼 児 、 児 童 及 び 学 生 に 対 する 理 解	教 育 課 程 の 意 義 及 び 編 成 の 方 法 （ カ リ キュ ル ム ・ マ ネ ジ メ ン ト を 含 む。 ）	総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 指 導 法	特 別 の 活 動 の 指 導 法	教 育 の 方 法 及 び 技 術 的 な 指 導 法	情 報 通 信 技 術 を 活 用 し た 教 育 の 理 論 及 び 方 法	生 徒 指 導 の 理 論 及 び 方 法	教 育 相 談 （ カ ウン セ リング に 関 する 基 礎 的 な 知 識 を 含 む。 ） の 理 論 及 び 方 法	進 路 指 導 及 び カ リ ア 教 育 の 理 論 及 び 方 法	各 教 科 の 指 導 法 （ 情 報 通 信 技 術 の 活 用 を 含 む。 ）		
高 等 学 校	イ	3	5	2				3								10
教 諭 1 種	ロ	3	5	2				3								10
免 許 状 （ 実 習 教 諭 ）	ハ	6	5	2				3								10
	ニ	3	5	2				3								10

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。